

障害程度等級表解説

第 1

視覚障害

第1 視覚障害

1 総括的解説

(1) 屈折異常がある者については、最も適正なレンズを選び、矯正視力によって判定する。

(2) 視力表は万国式を基準とした視力表を用いるものとする。

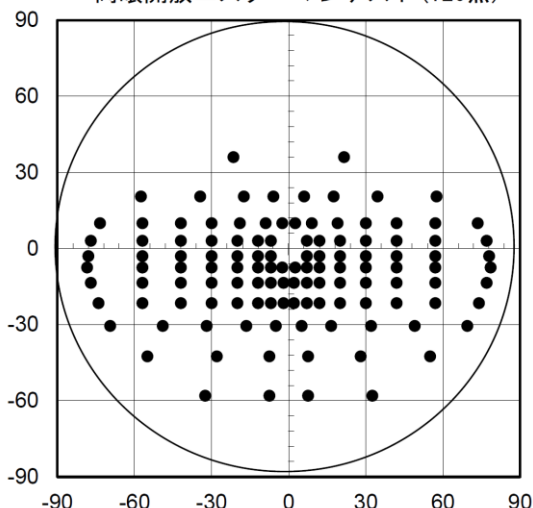
(3) 視野はゴールドマン型視野計、あるいは自動視野計を用いて測定する。

ゴールドマン型視野計を用いる場合は、「周辺視野角度（I/4 視標による）の総和が左右眼それぞれ 80 度以下のもの」、「両眼による視野の2分の1以上が欠けているもの」を I/4 の視標を用い判定する。「両眼中心視野角度（I/2 視標による）」は I/2 の視標を用いて中心視野角度を測定した値により判定する。

自動視野計を用いる場合は、両眼開放視認点数の算定には、両眼開放エスターマンテスト（図1）で 120 点を測定する。中心視野視認点数の算定には、10-2 プログラム（図2）で中心 10 度内を 2 度間隔で 68 点測定する。

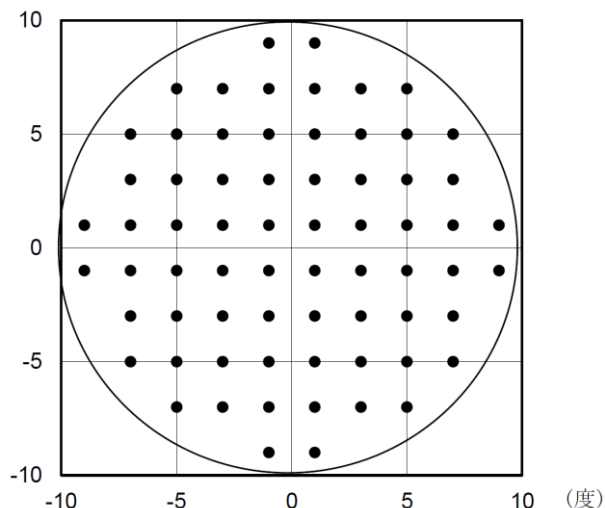
(図1)

(度) 両眼開放エスターマンテスト (120点)



(図2)

(度) 10-2プログラム (68点)



2 各項解説

(1) 視力障害

ア 視力は万国式試視力表によって測ったものをいい、屈折異常のある者については、矯正視力を用いる。

両眼の視力を別々に測定し、視力の良い方の眼の視力と他方の眼の視力とで等級表から等級を求める。

イ 両眼を同時に使用できない複視の場合は、非優位眼の視力を 0 として取り扱う。例えば、両眼とも視力が 0.6 で眼筋麻痺により複視が起こっていて、日常生活で片眼を遮閉しなければならないような場合には、一眼の視力を 0 とみなし 6 級となる。なお、顕性の眼位ずれがあっても、両眼複視を自覚しない場合には、これには該当しない。

(2) 視野障害

ア ゴールドマン型視野計を用いる場合は、「周辺視野角度（I / 4 視標による）の総和が左右眼それぞれ 80 度以下のもの」、「両眼中心視野角度（I / 2 視標による）」を以下によって判定する。

(ア) I / 4 の視標による 8 方向の周辺視野角度（上・内上・内・内下・下・外下・外・外上 8 方向の角度）の総和が左右眼それぞれ 80 度以下であるかどうかを判定する。8 方向の周辺視野角度は I / 4 視標が視認できない部分を除いて算出する。

I / 4 の視標で、周辺にも視野が存在するが中心部の視野と連続しない場合は、中心部の視野のみで判定する。

I / 4 の視標で、中心 10 度以内に視野が存在しない場合は、周辺視野角度の総和が 80 度以下として取り扱う。

(イ) I / 2 の視標による 8 方向の中心視野角度の総和を左右眼それぞれ求める。8 方向の中心視野角度は I / 2 視標が視認できない部分を除いて算出する。さらに、次式により、両眼中心視野角度を計算する（小数点以下は四捨五入し、整数で表す）。

両眼中心視野角度 = (3 × 中心視野角度の総和が大きい方の眼の中心視野角度の総和 + 中心視野角度の総和が小さい方の眼の中心視野角度の総和) / 4

なお、I / 2 の視標で中心 10 度以内に視野が存在しない場合は、中心視野角度の総和は 0 度として取り扱う。

イ 自動視野計を用いる場合は、両眼開放視認点数および両眼中心視野視認点数を以下の方法で判定する。

(ア) 視標サイズⅢによる両眼開放エスターマンテストで両眼開放視認点数が 70 点以下かどうかを判定する。

(イ) 視標サイズⅢによる 10-2 プログラムで測定を行い、左右眼それぞれ感度が 26dB 以上の検査点数を数え中心視野視認点数を求める。dB の計算は、背景輝度 31.5asb で、視標輝度 10,000asb を 0dB としたスケールで算定する。さらに、次式により、両眼中心視野視認点数を計算する（小数点以下は四捨五入し、整数で表す）。

両眼中心視野視認点数 = (3 × 中心視野視認点数が多い方の眼の中心視野視認点数 + 中心視野視認点数が少ない方の眼の中心視野視認点数) / 4

ウ 「両眼による視野の 2 分の 1 以上が欠けているもの」とは、両眼で一点を注視しつつ測定した視野が、生理的限界の面積の 2 分の 1 以上欠損している場合の意味である。

(ア) 視野の生理的限界は、左右眼それぞれに上・内上・内・内下 60 度、下 70 度、外下 80 度、外 95 度、外上 75 度である。

(イ) ゴールドマン型視野計を用いる場合は、左右眼それぞれに測定した I / 4 の視標による視野表を重ね合わせることで、両眼による視野の面積を得る。その際、面積は厳格に計算しなくてよい。

(ウ) 自動視野計を用いる場合は、両眼開放エスターマンテストで視認点数が 100 点以下である。

問	答
<p>(1) 2歳児で、右眼球摘出による視力0、左眼視力測定不能（瞳孔反応正常）の場合、幼児の一般的な正常視力（0.5～0.6）をもって左眼視力を推定し、6級に認定することは可能か。</p>	<p>(1) 乳幼児の視力は、成長につれて発達するものであり、この場合の推定視力は永続するものとは考えられず、6級として認定することは適当ではない。 障害の程度を判定することが可能となる年齢（概ね満3歳）になってから、認定を行うことが適当と考えられる。</p>
<p>(2) 片眼の視力を全く失ったものでも、他眼の矯正視力が0.7以上あれば視力障害には該当しないが、片眼の視野が全く得られないことから、視野の2分の1以上を欠くものとして視野障害として認定できるか。</p>	<p>(2) 片眼の視力を全く失ったもので、他眼の矯正視力が0.7以上ある場合、視覚障害の認定の有無、程度は、他眼の視野の状態により異なるため、通常の流れて視野検査を行い評価する必要がある。</p>
<p>(3) 視力、視野ともに認定基準には該当しないが、脳梗塞後遺症による両眼瞼下垂のため開眼が困難で、実効的視力が確保できない場合はどのように取り扱うのか。</p>	<p>(3) 眼瞼下垂をもって視覚障害と認定することは適当ではない。</p>
<p>(4) 外眼筋麻痺等による斜視により、両眼視が不可能な場合は、認定基準の「両眼を同時に使用できない複視の場合は、非優位眼の視力を0として取り扱う」との規定を準用し、両眼視のできない複視と同様に捉えて障害認定を行ってよいか。</p>	<p>(4) これは、眼筋麻痺等によって、片眼を遮閉しないと生活ができない程度の複視の場合に適用される。両眼視のできない場合を、全て複視と同様に扱うことは適当ではない。明らかな眼位の異常があっても両眼複視を自覚しない場合にはこれらに該当しない。</p>
<p>(5) 視野障害の認定について、次のような中心視野の判断を要するような事例の判断について、 ア. 中心視野を含めた視野全体について、I/2の視標のみを用いて測定した結果で申請が出ているが、どのように判断すべきか。 イ. 矯正視力が右0.7、左0.3のもので、I/4の視標を用いた周辺視野角度の総和が左右眼それぞれ80度以下あるが、I/2の視標では視標そのものが見えず、両</p>	<p>(5) ア. 視野障害の申請には、視野図の添付が必要である。I/4の視標での周辺視野の測定結果の記載も不可欠であり、I/2の視標による計測結果のみをもって判断することは適当ではない。 イ. I/4の視標による周辺視野角度の総和が左右眼それぞれ80度以下であり、中心視野についてI/2の視標を用いて測定した場合の両眼中心視野角度が0度で</p>

眼中心視野角度が0度となる場合は、視野障害2級として認定して差し支えないか。

(6) ゴールドマン型視野計と自動視野計の両方の測定結果を組み合わせて判定を行ってもよいか。

(7) ゴールドマン型視野計のI/4視標、または両眼開放エスターマンテストが正常範囲であっても、両眼中心視野角度または両眼中心視野視認点数(10-2プログラム)に異常があった場合、等級判定を行ってよいか。

(8) ゴールドマン型視野計で周辺視野角度の総和が左右眼それぞれ80度以下とは、どのように算出すればよいか。

(9) ゴールドマン型視野計でI/2視標による8方向の中心視野角度の総和を左右眼それぞれ求める時、中心暗点、傍中心暗点が存在する場合、中心視野が固視点を含まずに偏心している場合の計算はどのように行うか。

(10) 視力障害と視野障害の両方が障害程度等級表に掲げる障害に該当する場合について

(11) 重度の知的障害により視力測定が不能である場合について

あれば、中心視力があっても2級として認定することが適当と考えられる。

(6) ゴールドマン型視野計と自動視野計の測定結果を混在して評価に使用することはできない。それぞれの視野計のみの結果を用い判定を行う必要がある。ただし、どちらの視野計を用いるかは診断医の判断による。また、自動視野計において等級判定上信頼性のある測定が困難な場合は、ゴールドマン型視野計で評価する。

(7) ゴールドマン型視野計では、I/4視標に異常がなくとも、I/2視標による両眼中心視野角度が56度以下であれば5級と判定される。自動視野計では、両眼開放エスターマンテストに異常がなくとも、10-2プログラムにおける両眼中心視野視認点数が40点以下であれば5級と判定される。

(8) ゴールドマン型視野計を用いる場合は、I/4の視標による8方向の周辺視野角度の総和が左右とも80度以下であるかどうかを判定する。その際には8方向の周辺視野角度はI/4視標が視認できない部分を除いて算出する。(図)

(9) 8方向の中心視野角度は、I/2視標が視認できない部分を除いて算出する(図)。

I/2視標で中心10度以内に視野が存在しない場合は、中心視野角度の総和は0度として取り扱う。

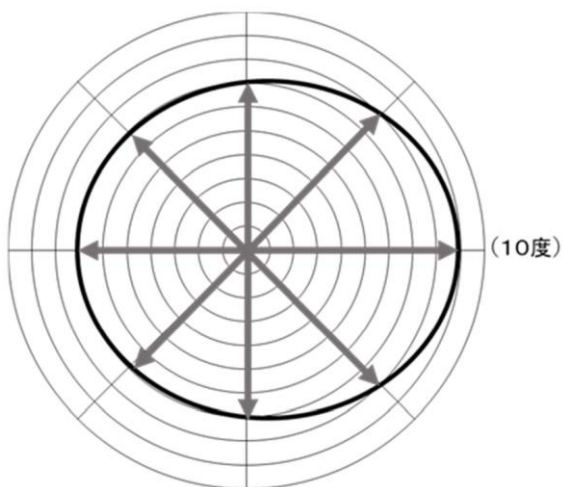
(10) 重複障害認定の場合と同様に、視力障害と視野障害の合計指数により認定する。

(11) 医学的根拠に基づき推定できる限度において判定を行うこと。

周辺視野角度、中心視野角度の算出方法

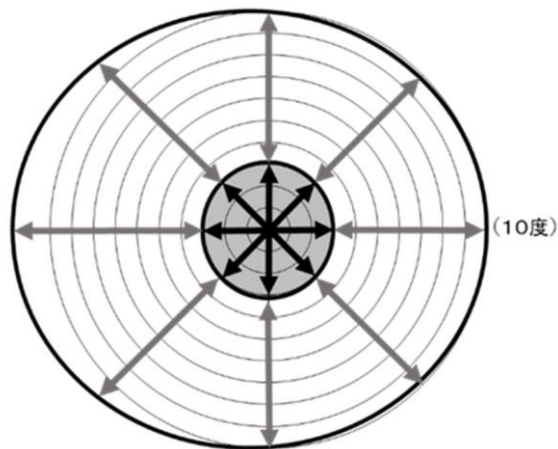
周辺視野角度は1/4の視標、中心視野角度は1/2の視標を用いる。

視野角度の総和の算出方法



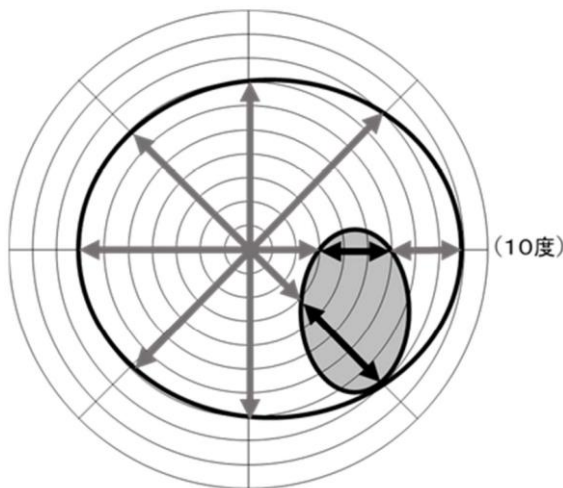
8方向の経線とイソプタとの交点の角度を視野角度とし、その合計を視野角度の総和とする。 $(7+7+7+7+7+8+9+8)=60$ (度)

中心暗点が存在する場合



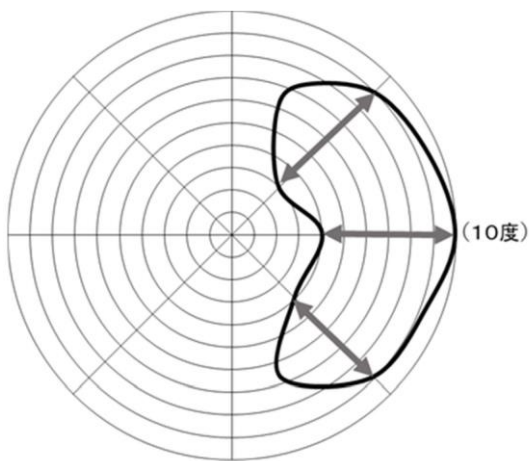
中心暗点が存在する場合は、各経線とイソプタとの交点の角度から、暗点と重なる部分の角度を差し引いて視野角度とし、その合計を視野角度の総和とする。 $(10-3)+(11-3)+(12-3)+(11-3)+(10-3)+(10-3)+(10-3)+(10-3)=7+8+9+8+7+7+7+7=60$ (度)

傍中心暗点が存在する場合



傍中心暗点が存在する場合は、各経線とイソプタとの交点の角度から、暗点と重なる部分の角度を差し引いて視野角度とし、その合計を視野角度の総和とする。 $7+7+7+7+7+(8-5)+(9-3)+8=7+7+7+7+7+3+6+8=52$ (度)

固視点を含まずに偏心している場合



イソプタが、固視点を含まずに偏心している場合、イソプタが経線と重なる部分を視野角度とし、その合計を視野角度の総和とする。 $0+0+0+0+0+5+6+6=17$ (度)

枠内等級

他方の眼の視力	0.03以上			2	3	3	3	3	4	4	4					
	0.02		2	2	3	3	3	3	4	4	4	5	6	6	6	6
	指数弁・0.01	1	2	2	3	3	3	3	4	4	4	5	6	6	6	6
	0~手動弁	1	2	2	2	3	3	3	3	4	4	5	6	6	6	6
		0.01以下	0.02	0.03	0.04	0.05	0.06	0.07	0.08	0.09	0.1	0.2	0.3	0.4	0.5	0.6

視力の良い方の眼の視力

*横軸が視力の良い方の眼の視力、縦軸が他方の眼の視力をとり、枠内が等級を示す。

*指数弁は0.01とする。

	ゴールドマン型視野計		自動視野計	
	I/4 視標	I/2 視標	両眼開放エスターマン テスト視認点数	10-2 プログラム 両眼中心視野視認点数
2 級	周辺視野角度 の総和が 左右眼それぞれ 80 度以下	両眼中心視野角度 28 度以下	70 点以下	20 点以下
3 級		両眼中心視野角度 56 度以下		40 点以下
4 級				
5 級	両眼による視野が 2 分の 1 以上欠損		100 点以下	
		両眼中心視野角度 56 度以下		40 点以下

診断書・意見書の記載上の注意 【視覚】

1 総括表

(1) ①障害名

視力障害・視野障害のいずれに該当するかを記載（両方の場合は併記）すること。

(2) ③疾病・外傷発生日

不明確な場合は、推定年月（〇〇年頃）又は初診日を記入すること。

(3) ④参考となる経過・現症

初発症状から症状固定に至るまでの治療内容を、簡潔に記入すること。

(4) ⑤総合所見

傷病の発生から現状に至る経過及び現症を通じて身体障害者としての障害認定に必要な症状の固定又は永続性の状態を記載する。成長期の障害、進行性病変に基づく障害、手術等により障害程度に変化が予測される場合は、将来再認定の時期等を記載すること。

(5) 診断日、病院又は診療所の名称、所在地、診療担当科名、医師名、㊞

をもれなく記入すること。

(6) 身体障害者福祉法第15条第3項の意見

ア 等級表の等級にしたがって記入（視力・視野障害が併存する場合、指数合算した総合等級を記入）すること。

イ 視力・視野障害が併存する場合、それぞれの障害の等級を記入すること。

2 視覚障害の状況及び所見

(1) 1 視力

ア 矯正後の視力を記入すること（コンタクトレンズ、眼内レンズを含む）。

イ 指数弁の場合、その距離（例：指数弁 30cm）を記入すること。

ウ 矯正不能の場合、その旨を記入すること。

(2) 2 視野

ア ゴールドマン型視野計又は自動視野計、それぞれの視野計のみの結果を用いて判定結果を記入すること。

イ ゴールドマン型視野計では中心 30 度内は適宜矯正レンズを使用し、30 度外は矯正レンズを装用せずに測定する。

ウ 自動視野計で判定する場合は、視標サイズⅢを用い、両眼開放エスターマンテスト、ならびに 10-2 プログラムを用いる。自動視野計では 10-2 プログラムは適宜矯正レンズを使用し、両眼開放エスターマンテストは矯正眼鏡を装用せずに実施する。

エ ゴールドマン型視野計又は自動視野計の結果は、診断書に添付すること。

(3) 4 現症

前眼部、中間透光体及び眼底についての病変の有無とその状態を記入すること。

3 その他の留意点

ア ボールペン等消しゴムで消えない筆記具で記入すること。

イ 左右の別について注意すること。

ウ 訂正箇所には診断書・意見書記載医師による訂正印を押印すること。

視覚障害の状況及び所見

第6号様式

身体障害者診断書・意見書（視覚障害用）

総括表

氏名	年 月 日生 () 歳	男・女
住所	船橋市	
① 障害名 (部位を明記)		
② 原因となった疾病・外傷名	交通 労災 その他の事故 戦傷 戦災 自然災害 疾病 先天性 その他 () ※上記のいずれかを必ず選択してください	
③ 疾病・外傷発生年月日	年 月 日・場所	
④ 参考となる経過・現症 (エックス線写真及び検査所見を含む。)		

障害固定又は障害確定 (推定) 年 月 日
※診断日以前の日付をご記入ください

⑤ 総合所見

[将来再認定： 要・不要] 要の場合 { 再認定の理由 (重度化・軽度化) 再認定の時期 (年 月) }
※診断日から1年以上5年以内の期間をご記入ください

⑥ その他参考となる合併症状

上記のとおり診断する。併せて以下の意見を付す。

年 月 日
病院又は診療所の名称
所在地
担当診療科名 科 医師氏名 ⑤

身体障害者福祉法第15条第3項の意見〔障害程度等級についても参考意見を記入〕
等級表による個別等級

障害の程度は、身体障害者福祉法別表に掲げる障害に該当する () 級相当	部位	等級
・該当しない	視力	
	視野	

注 1 障害名には、現在起こっている障害、例えば両眼視力障害等を記入し、原因となった疾病には、糖尿病性網膜症等原因となった疾患名を記入してください。
2 「障害の状況及び所見を記載した書面」(別様式) を添付してください。
3 障害区分や等級決定のため、地方社会福祉審議会から改めて問い合わせる場合があります。

1 視力

裸眼視力	矯正視力
右眼	× D (c y l) D A x °
左眼	× D (c y l) D A x °

※指数表の場合、距離 (30cm 等) も記載 ※矯正不能の場合、その旨を記載

2 視野

ゴールドマン型視野計
(1) 周辺視野の評価 (I/4)
① 両眼の視野が中心10度以内

上	内上	内	内下	下	外下	外	外上	合計	度 (≦80)
右									
左									度 (≦80)

② 両眼による視野が2分の1以上欠損 (はい・いいえ)

(2) 中心視野の評価 (I/2)

上	内上	内	内下	下	外下	外	外上	合計	度
右									①
左									②

両眼中心視野角度 (I/2) () × 3 + () / 4 = 度
(①と②のうち大きい方) (①と②のうち小さい方)

または
自動視野計

(1) 周辺視野の評価
両眼開放エスタマメント 両眼開放視認点数 () 点

(2) 中心視野の評価 (10-2 プログラム)
右 点 (≧26dB)
左 点 (≧26dB)
両眼中心視野視認点数 () × 3 + () / 4 = 度
(③と④のうち大きい方) (③と④のうち小さい方)

3 現症

前眼部	右	左
中間透光体		
眼底		

視野コピー貼付

(注) ゴールドマン型視野計を用いた視野図を添付する場合には、どのイソプロタがI / 4の視標によるものか、I / 2の視標によるものかを明確に区別できるように記載すること。